

平成25年第1回睦沢町議会定例会会議録

平成25年3月12日(火)午後1時30分開議

出席議員(13名)

1番	田邊明佳	2番	田中憲一
3番	麻生安夫	4番	清野彰
5番	市原裕一	6番	幸治孝明
7番	幸治正雄	8番	岡澤宏一
10番	市原重光	11番	市原時夫
12番	荻野新衛	13番	今関澄男
14番	中村義徳		

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	市原武	副町長	宮崎登身雄
総務課長	高橋正一	税務住民課長	齊藤賢治
健康福祉課長	木島幸一	地域振興課長兼 地域整備班長	鈴木庄一
会計管理者	米倉行雄	総務課 企画財政担当主幹	鈴木政信
健康福祉課 国保健康担当主幹	中村精一	地域振興課主幹兼 かずさ有機センター長	村杉文俊
地域振興課 生活環境担当主幹	田邊浩一	教育長	高梨正一
教育課長	平山義晴	教育課生涯学習 担当主幹兼 中央公民館長兼 歴史民俗資料館長	久我治
睦沢こども園長	佐藤秀雄	選挙管理委員会 書記会長	高橋正一
農業委員会 事務局会長	村杉文俊		

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 石井 安邦 書 記 御園生 憲 利  
書 記 中 村 優

---

議 事 日 程 (第 3 号)

- 日程第 1 議案第 2 3 号 平成 2 5 年度睦沢町一般会計予算
- 日程第 2 議案第 2 4 号 平成 2 5 年度睦沢町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第 2 5 号 平成 2 5 年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第 2 6 号 平成 2 5 年度睦沢町介護保険特別会計予算
- 日程第 5 議案第 2 7 号 平成 2 5 年度かずさ有機センター特別会計予算
- 日程第 6 議案第 2 8 号 平成 2 5 年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算  
(議案第 2 3 号から議案第 2 8 号まで委員長報告、討論、採決)
- 日程第 7 議案第 1 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2 号 睦沢町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3 号 睦沢町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 4 号 睦沢町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第 1 1 議案第 5 号 睦沢町農業活性化推進基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 6 号 睦沢町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 7 号 睦沢町道路に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 8 号 睦沢町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 9 号 睦沢町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 1 0 号 睦沢町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 1 1 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 8 議案第 1 2 号 睦沢町使用料条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 19 議案第 13 号 睦沢町立睦沢こども園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 14 号 睦沢町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 15 号 睦沢町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 16 号 睦沢町道路占用条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 23 議案第 17 号 睦沢町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 24 議案第 29 号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
(質疑、討論、採決)
- 日程第 25 議案第 30 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 26 議案第 31 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 27 議案第 32 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
(町長の提案説明、採決)

---

◎開議の宣告

○議長（中村義徳君） 皆さん、こんにちは。

これより本日の会議を開きます。

（午後 1時30分）

---

◎議案審議資料の差し替え、訂正説明

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 大変恐縮ですが、議案の一部に訂正箇所がありますので、差し替えの  
お願いをお許しをいただきたいと思います。

○議長（中村義徳君） ただいま町長から、議案の一部差し替えの申し出がありました。

内容について説明を願います。

高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 2箇所ほど訂正をお願いいたしたいと思います。

まず最初に、議案第9号をご覧になっていただきたいと思います。

議案第9号の、提案文中の年月日の前の行、読み上げますと、睦沢町情報公開条例の一部  
を改正する条例を次のように改めるとなっておりますが、この「改める」を「制定する」に  
訂正をお願いいたしたいと存じます。ただいまのが議案第9号でございます。

続きまして、次の議案第10号、9号と同じ箇所となりますけれども、提案文中の年月日の  
前の行、睦沢町防災会議条例の一部を改正する条例を次のように定めるとなっておりますけ  
れども、先程と同じように、「定める」を「制定する」に訂正をお願いいたしたいと存じま  
す。

よろしく申し上げます。

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

ただいま説明のありました訂正後の議案第9号と議案第10号を配付させます。

（資料配付）

○議長（中村義徳君） 配付漏れはありませんか。

次に、先日の田邊明佳議員の一般質問に対する資料の提出がありました。お手元に配付の  
印刷物によりご了承願います。ありますか。

---

◎議案第23号～議案第28号の委員長報告、討論、採決

○議長（中村義徳君） それでは、会議を続けます。

日程に入ります。

日程第1、議案第23号 平成25年度睦沢町一般会計予算から日程第6、議案第28号 平成25年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算までの6議案を一括議題といたします。

この6議案につきましては、去る6日に開催の本会議において、その審査を予算審査特別委員会に付託し、審査が行われたところであります。そこで、その審査結果について、委員長より報告願います。

市原重光委員長。

○予算審査特別委員長（市原重光君） 10番。

報告をいたします。

平成25年予算審査特別委員会審査結果報告書。

平成25年3月12日。

睦沢町議会議長 中村義徳様。

予算審査特別委員会委員長 市原重光。

平成25年第1回睦沢町議会定例会において審査を付託された平成25年度睦沢町一般会計予算外5特別会計予算について、下記のとおり審査を行ったので報告します。

記。

1、審査の対象。

平成25年度睦沢町一般会計予算、平成25年度睦沢町国民健康保険特別会計予算、平成25年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算、平成25年度睦沢町介護保険特別会計予算、平成25年度かずさ有機センター特別会計予算、平成25年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算。

2、審査の経過。

第1回特別委員会。

日時、平成25年3月6日水曜日、本会議休憩中。

場所、役場議場。

（1）特別委員会構成の決定。

委員長、市原重光、副委員長、市原時夫、副委員長、幸治正雄、副委員長、岡澤宏一、委員、正副委員長を除いた議員全員。

（2）審査方法の決定。

①審査の方法は、特別会計を含め、各常任委員会所管の事務事業ごとに審査を行うこととした。

②一般会計の歳入は、原則として総務常任委員会所管の事務事業の審査の際に一括して説明を受けることとした。

③歳入に関する質疑等は、その歳出を所管する事務事業の審査の際に行うこととした。

④審査の順序は、最初に関係課長等の説明を受けた後、質疑を行うこととした。

⑤関係課長等の説明は、簡潔な要点説明とした。

⑥必要に応じて、班長等の出席を認めることとした。

(3) 審査日程の決定。

平成25年3月6日、7日及び8日の3日間。

第2回特別委員会。

日時、平成25年3月6日水曜日、午後1時30分から。

審査内容。

(1) 総務常任委員会所管の事務事業の審査。

第3回特別委員会。

日時、平成25年3月7日木曜日、午前9時から。

審査内容。

(1) 産業建設常任委員会所管の事務事業の審査（農業集落排水事業特別会計及びかずさ有機センター特別会計を含む）。

(2) 教育民生常任委員会所管の事務事業の審査。

①教育委員会所管の事務事業を除いた事務事業の審査（国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計を含む）。

②教育委員会所管の事務事業の審査。

(3) 現地調査の実施箇所の選定及び取りまとめ。

第4回特別委員会。

日時、平成25年3月8日金曜日、午前9時30分から。

審査内容。

(1) 現地調査。

①若者定住型賃貸住宅建設事業（住宅建設工事／上之郷）。総務課企画財政班。

②町単独集落排水整備事業（排水整備工事／上市場）。地域振興課。

③汚水処理施設整備事業（むつみニュータウン汚水処理施設修繕工事詳細設計業務／上市場）地域振興課。

④県道茂原夷隅線道路改良歩道整備事業（県道茂原夷隅線道路改良歩道整備／上市場）地域振興課。

（２）現地調査終了後、採決及び審査結果報告書の承認。

３、審査会場。

役場３階、302・303会議室。

４、審査結果。

慎重審査の結果、平成25年度睦沢町一般会計予算外５特別会計予算については、指摘要望事項を付して、それぞれ原案のとおり可決することに決定した。

５、指摘要望事項。

１）町制施行30周年の年に当たり、「ふるさと睦沢」を広く町内外に情報発信するとともに、今後も「住んで良かった睦沢、住んでみたい睦沢」の実現に向けて努力されたい。

１）地籍調査事業は、あらゆる生産等の基礎的要素である土地の所有・利用関係を明らかにすることであり、土地に関する紛争防止など多目的に活用されるため、町民への説明周知を十分に行い計画的かつ円滑な事業の推進に努められたい。

１）農業の推進に当たっては、集落営農型農業の推進、担い手農家の育成や耕作放棄地の解消を図るとともに、環境保全型農業の推進と併せて米のブランド化の促進に努められたい。

１）平成22年度から平成26年度までの「睦沢町第２次集中改革プラン」に基づき、行財政を再構築するため、職員一人一人が意識改革を念頭に、さらに創意工夫に努め各種事業を進められたい。

以上、報告を終わります。

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

ただいまの報告は、議員全員による予算審査特別委員会の審査結果の報告であります。

したがって、委員長報告に対する質疑は省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑は省略いたします。

これから討論を行います。

最初に、日程第1、議案第23号 平成25年度陸沢町一般会計予算について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○11番（市原時夫君） 11番。

平成25年度陸沢町一般会計予算に対する反対討論を行います。

今、町政に求められているのは、安全、暮らし破壊など、戦後政治のゆがみによる町民の命と暮らしが脅かされているこの閉塞状況から、どう町民を守り、現在と将来を町民とともに切り開いていくかという方向と施策を示し、実行することであります。

しかし、町後期基本計画や本予算説明でも私も指摘をいたしました。こうした姿勢が明確ではありません。

この点では、第1に、成長社会から成熟社会への移行という停滞論的現状認識で町民の要望を捉えるのではなく、日本社会のゆがみを正せば大企業の正常な経営発展も含めて財政再建と経済発展の展望がある、こういう前進的なことを見据えて、この立場で暮らしを守る視点からの雇用の確保を大企業にも求めること、そして町独自の各種負担軽減を行うべきであります。

第2に、子育て支援のすぐれた歴史と伝統を受け継ぎ、子ども医療費の助成の拡大や雇用確保の視点からも、より魅力ある町にするための学童保育指導員やこども園保育士など、臨時職員の待遇の改善が必要であります。

第3に、高齢者の個人個人の具体的生活の実態を知るといって、小さな自治体だからこそ出来る積極的施策があります。その一方、福祉タクシーの拡充にとどまらず、住民合意によるデマンドタクシー制度を検討し、住民の足の確保を行うべきであります。そして、老人福祉法に明記されているように、高齢者は多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする、この立場を明確にすべきであります。この点でも弱点を生じているわけであります。

第4に、東日本大震災からちょうど2年を迎えました。町は職員の積極的意欲を生かし、被災地派遣を拡大するなど積極的施策を実施し、評価をいたします。被災地では今、復興の見通しがなされず、原発事故による16万人の被災者がいまだ帰れない実態を直視し、町民そして子供たちの将来の安全を守る最大の脅威となっている原発をなくすことは、国任せでな



く町としても声を上げ、住民の力による自然エネルギー確保の町へ踏み出し、自ら安全なまちづくりを示すべきであります。

第5に、町長は新たに、まちづくりの住民対話など積極的な施策を展開しています。また、若者定住という視点が強い内容でしたが、まちづくり委員会など新たな手法としてその役割を担ってきました。今後、住民参加型のまちづくりは必要であります。拡充する上で、世代、業種、性別の枠を超えたまちづくり委員会へと発展すべきであります。

今の政治は、住民の置かれた条件の違いによる対立を深める方向が意識的にとられています。しかし、まちづくりをする上では、こうした垣根を取り払う意味でも、広く住民参加型の町政運営を求めるものであります。

私は、こうした問題点とともに積極的提案を含めて、本予算に反対するものであります。

○議長（中村義徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

田中議員。

○2番（田中憲一君） 2番。

平成25年度睦沢町一般会計予算における賛成討論をさせていただきます。

平成25年度予算においては、後期基本計画における重点施策、農業、子育て、健康、協働防災、4本の柱の実現に向け編成されており、その目的と将来像がわかりやすく、全体として住民に理解を得やすい予算内容であると思います。

特に、平成24年度から実施している若者定住促進事業については、町内外からの関心も非常に高く、平成25年度に予定されている賃貸住宅の建設及び入居者募集についても、大きな期待を寄せるところであります。が、これについては、行政のみに任せるのではなく、子育て支援の充実も含め、皆が町のPRに努め、事業を継続的なものにしていく必要があると考えます。

また、行政サイドが住民のニーズを的確に捉えるべく、意見交換会の開催は町民との一体感を感じられ、改善を促進すると考えます。

町内公共交通の検討の開始や福祉タクシーの見直しなど、具体的に町民が利便性を肌で感じる事が出来、評価に値すると思われれます。

町の基幹産業である農業の問題については、新たに農業活性化推進基金の創設を行い、具体的に指導者の採用を行うなど、将来に向けて町の取り組む姿勢が明確になったことにより、今後、農業従事者の不安感が払拭されていくことを期待します。

財政面については、景気回復の期待感はあるものの、直接的な税収の伸びが現段階では見

込めない中、徹底した歳入の見直しや繰越額の縮小及び国庫補助金等の情報の先取りにより財源確保に努め、各種新たな施策を導入しながらも健全財政に努めているところは評価に値し、今後も一層の努力をお願いしたいと思います。

最後になりますが、平成25年度は町制施行30周年の記念すべき年であり、各種行事なども計画されていることから、これを機会に町民全体で「ふるさと睦沢」を再認識し、町内外に情報の発信をしながら飛躍の年となることを期待し、私の平成25年度一般会計の賛成討論といたします。

○議長（中村義徳君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

萩野新衛議員。

○12番（萩野新衛君） 12番。

反対の立場から討論をしたいと思います。

何が何でも全部反対ということではございません、いい案もたくさんございます。新しい町長としての施策等、いいものもたくさんあるわけではございますが、3点について、どうしても私の性格上ひっかかるので、反対したいと思います。

まず、1として、若者定住住宅建設でございます。

これはもう進んでしまったんだからもうどうしようもないわけです、11対1で方針は決まりましたから。でも、これについて、私が3億1,000万だってちょっと言ったものだから、町長が実績7,000万のマイナスだということを言いました。7,000万のマイナスといたしましても、約70人の増加ですから一人当たり100万のコストがかかる。家賃の補助も加えると、家賃補助が4,000万位かな、それから諸雑費まで含めると、私は、1人増やすのに150万以上かかるのではなかろうかと推察する次第でございます。細かい計算はまだまだしてありませんが、そこまでして増やさなければいけないのかという大きな疑問がございます。その疑問点については一般質問なり総括で言うてありますので、この場では述べるつもりはございません。

第2といたしまして、新規需要米の件でございます。

この件については、県下広しといえども、単独補助しているのは白子と睦沢町だけだと思います。農家戸別補償というものを十二分に理解していただければ、これがいかに愚策であるかということがわかるわけです。白子の町長、林さんも農業者が支持基盤になっています。かつ、急に減らすわけにはいきません。白子町では減額したと思って聞いて、減額したわけではございます。これは農業振興には当たりません。T P Pの問題でも自民党の中は割れており

ますが、今回も議会のほうからは請願も出ていません。これが日本人の現実なんでございます。

それから、3点目、これが一番大きな問題でございます。若者定住住宅をあの位置に作るのであれば、せめて児童・生徒の減少している瑞小のことを考えるべきだろうと。紆余曲折の中で、学区については検討しないということでございます。私としては、私の思っていることを全部言うと色々角が立ちますので、言いませんが、非常にこの点について一番私は大きく悲しんでおります。

議員各位におかれましては、特別委員会で賛成しても、もし私の発言が、もし心の隅、琴線に触れたのであれば、本会議で反対してもいいわけでございます。これが討論でございます。どうか、1人でも反対の増えることを期待いたしまして、討論を終了いたします。

以上です。

○議長（中村義徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

麻生議員。

○3番（麻生安夫君） 3番。

平成25年度睦沢町一般会計予算に対する賛成討論をさせていただきます。

平成25年度予算においては、まず、町の大きな課題であります少子高齢化の進展による人口減少の抑制に対しましては、子育て支援の充実はもとより、住宅取得等の関連補助金の取り組みに加え、新たに住宅リフォーム補助金など、住民ニーズを目に見える形で取り入れている点は評価出来ると思います。若者定住賃貸住宅の建設も、多少のリスクはあるものの、真剣で前向きに取り組んでいるところに今後大いに期待出来るところであります。

次に、災害対策については、あの東日本大震災から丸2年が経過し、住民の中に防災に関する意識が具体的に根づいてきている中で、防災行政無線のデジタル更新事業への取り組みや、東日本大震災復興基金を活用し、衛星携帯電話の導入や電柱の避難所誘導表示の増設、防災資器材の整備を進めるなど、災害時の要援護者避難支援も含め、災害に強いまちづくりを推進するために色々な角度から災害に備える姿勢は住民にとっては心強く、防災意識と危機管理意識の向上につながると思われまます。

また、地域防災計画の見直しにより、津波による被害を想定したきめ細やかな計画や自主防災組織の支援、さらには地域ごとの防災訓練が実施されるということから、住民の防災意識のさらなる向上と育成につながる事が期待出来ます。

総合運動公園におきましても、体育館施設の改修工事に伴う設計を行い、将来的には町民

が年齢を問わず自らの健康維持に関心を持ち、施設を利用しやすい環境に整えることで、町長が提唱する健康・長寿なまちづくりの一端につながることを期待出来ます。

最後になりますが、市原町政が誕生して7か月余りがたちました。引き続き地方財政にとっては厳しい状況が続くと思われませんが、全ての組織があらゆる手法で財源確保に努め、健全な行財政運営をし、住んでみたい、住んでよかったと思われる「ふるさと睦沢」をみんなで実現させようではありませんか。

これで、私の平成25年度一般会計予算に対する賛成討論を終わります。

○議長（中村義徳君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（中村義徳君） ありません。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（中村義徳君） ありません。

ないようですので、これで議案第23号 平成25年度睦沢町一般会計予算に対する討論を終わります。

次に、日程第2、議案第24号 平成25年度睦沢町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○11番（市原時夫君） 11番。

平成25年度睦沢町国民健康保険特別会計予算に対する反対討論を行います。

国民健康保険というのは、住民の生涯という視点から見れば、全住民の生活と命にかかわる制度であります。特に、高い国保税と資格証明書の制度は暮らしを圧迫しております。その根源は、国がそれまでの負担を削減し、自治体と住民にさらなる負担を押しつけたことにあります。

だからこそ、町が独自に負担軽減をどう行うかが問われているのであります。睦沢町の住民が全県的に見てもトップクラスの高い国保税の納入に見られるように、行政への協力が大きい町であることは明らかです。また、ここ数年の財政安定状況にあるにもかかわらず、値上げした国保税の引き下げを行ってきませんでした。

私は、一定の基金を取り崩すこと、そして一般会計の財政状況を見ても、全県的に一般会

計からの繰り入れの自治体が多数に及んでいる、この実態を見ても、繰り入れを行い、町民の命と暮らしを最優先する、守るべきだと考えます。

こうした施策を実施し、住民の切実な声に応えることを求めて、本予算に反対します。

○議長（中村義徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

清野議員。

○4番（清野 彰君） 4番。

私のほうから、平成25年度睦沢町国民健康保険特別会計予算に賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険は国民皆被保険の根源をなすもので、後期高齢者医療制度とともに社会保障の役割を担い、日々充実が図られてきました。

本町におきましても、高齢化率が32%を超える中、住民の医療保険を支え、安心して暮らせる生活に寄与しています。平成24年度の保険給付費は、診療件数、高額療養費の増加が見られ、調剤費は減少しているものの、予断を許さない状況であります。このような状況の中で、一般財源からの法定外の繰り入れも行わず、繰越金を勘案し基金確保がなされるなど、町民の暮らしと健康を支える制度として安定した役割を果たしているものと考えます。

また、医療費の抑制については、特定健診において、新たに受診者全員を対象とした腎臓にかかわる血清クレアチニンの検査や動脈硬化にかかわる眼底検査が追加されており、健康に配慮した素晴らしい取り組みと考えます。

今後も、一般会計と連携して健康・長寿のまちづくりを推進し、歩くことを基本とした体力増進の取り組みにより、町民が健康で長生き出来るよう安定した国民健康保険の運営をお願いするものとします。

本予算は、町民の暮らしと健康を重視し、安心して医療が受けられるように配慮した財政確保を行っており、健全な予算であると判断します。

以上のことから、原案に対し賛成するものです。

以上、平成25年度睦沢町国民健康保険特別会計予算の賛成討論といたします。

○議長（中村義徳君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（中村義徳君） ありません。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（中村義徳君） ないようですので、これで議案第24号 平成25年度睦沢町国民健康保険特別会計予算に対する討論を終わります。

次に、日程第3、議案第25号 平成25年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（中村義徳君） ありません。

原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（中村義徳君） ないようですので、これで議案第25号 平成25年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算に対する討論を終わります。

次に、日程第4、議案第26号 平成25年度睦沢町介護保険特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○11番（市原時夫君） 11番。

平成25年度睦沢町介護保険特別会計予算に対する反対討論を行います。

町が介護保険制度を活用し、その中で各種施策に積極的に取り組み努力をされていることについて評価をいたします。

しかし、町長の説明の中で述べている、介護を必要とする人を社会全体で支えるというこの仕組みは本当に実現、実施されているのでしょうか。当初、要介護だった基準が、一部、要支援としてサービスが削減される仕組みにされ、負担は増大し、施設はいまだ不足し、施設運営と施設職員の待遇は十分改善されず、国保もそうですが、まさに命はお金次第になっているのではありませんか。

私は、制度自体の改善とともに、町独自の負担軽減など積極策を要望し、本予算に反対します。

○議長（中村義徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

市原裕一議員。

○5番（市原裕一君） 5番。

平成25年度睦沢町介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

町の人口が減少し高齢化が進む中、今後、第1号被保険者数の増加に伴い、介護認定者数の増加も予想されます。平成25年度の予算は、第5期介護保険事業計画の中間年度の予算で、過去の給付実績により保険給付の推計がされています。介護給付費は年々増加の一途をたどっていますが、介護が必要になったときに必要な介護が受けられることから、本年度はなくてはならないものです。また、介護予防事業は国の方針に基づきそれぞれ対象に合った事業を行っており、一定の効果は上げていると思いますが、さらなる充実を望みます。

介護給付の前にまず予防をと、年をとっても介護を受けないで地域で毎日の生活が送れることが一番望ましいことだと思います。平成25年度は、これまでの予防事業に加えて新たに介護重度化防止対策事業として、介護予防支援ボランティアによる出張介護予防教室の取り組みが計画されています。

既に、団塊の世代の方々が介護保険の対象者になり予防事業の必要性がさらに増してきているため、今後の事業実施にあつては、地域の実情を考慮し地域の方々の理解を得ながら、地域に合った介護予防事業の推進をお願いし、本予算案に賛成するものです。

以上です。

○議長（中村義徳君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（中村義徳君） ありません。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（中村義徳君） ないようですので、これで議案第26号 平成25年度睦沢町介護保険特別会計予算に対する討論を終わります。

次に、日程第5、議案第27号 平成25年度かずさ有機センター特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（中村義徳君） ありません。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（中村義徳君） ないようですので、議案第27号 平成25年度かずさ有機センター特別会計予算に対する討論を終わります。

最後に、日程第6、議案第28号 平成25年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○11番（市原時夫君） 11番。

平成25年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論を行います。

この特別会計が導入されるときに、それまで対象の方への人間ドック補助が廃止されるという中で、住民の声に応え、町は維持し活用されております。

しかし、全県的な運営という仕組みの中で、共通経費負担等の小さい自治体の割合が大きいというゆがみは是正されておらず、また世界的にも例のない、医療を年齢で差別するという根本矛盾を持った制度であります。私は、住民を分断しながら政治を運営するという、こういうゆがんだ仕組みの中で、後期高齢者医療制度、住民にとって充実されていないと考えております。

こうした視点から、本予算には反対です。

○議長（中村義徳君） 次に、賛成者の発言を許します。

岡澤宏一議員。

○8番（岡澤宏一君） 8番。

平成25年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、急速に高齢化が進む中、若い世代が高齢者を支え、高齢者も保険料と医療費の一部を負担することで安心して医療が受けられる制度でございます。

この会計は、保険料の徴収や各種申請の受け付けなど、町が行う事務的経費の計上の他、徴収した保険料を県広域連合に納付するもので、この保険料は高齢者の医療の確保に必要な財源として充当されています。

保険料につきましては、平成25年度も引き続き軽減措置が行われる予定で、所得の低い方への負担軽減に配慮されております。

一方、給付面では、広域連合で行う医療給付の他に、本町では長寿健康増進事業による人間ドックの基本検査と脳ドックの補助を行っており、両者も年々増加の傾向にあります。

この医療制度のスタート時から、年齢による差別された医療制度とも言われておりますが、高齢者が安心して医療を受けるためにはなくてはならない制度であります。国では政権も戻り、この後期高齢者医療制度の運営が安定し、さらに充実した制度になることに期待し、賛



成討論といたします。

以上です。

○議長（中村義徳君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（中村義徳君） なし。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（中村義徳君） ないようですので、これで議案第28号 平成25年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第23号 平成25年度睦沢町一般会計予算について、委員長の報告は可決です。

平成25年度睦沢町一般会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村義徳君） 挙手多数です。

したがって、議案第23号 平成25年度睦沢町一般会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第24号 平成25年度睦沢町国民健康保険特別会計予算について、委員長の報告は可決です。

平成25年度睦沢町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村義徳君） 挙手多数です。

したがって、議案第24号 平成25年度睦沢町国民健康保険特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第25号 平成25年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算について、委員長の報告は可決です。

平成25年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(中村義徳君) 挙手全員です。

したがって、議案第25号 平成25年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第26号 平成25年度睦沢町介護保険特別会計予算について、委員長の報告は可決です。

平成25年度睦沢町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(中村義徳君) 挙手多数です。

したがって、議案第26号 平成25年度睦沢町介護保険特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第27号 平成25年度かずさ有機センター特別会計予算について、委員長の報告は可決です。

平成25年度かずさ有機センター特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(中村義徳君) 挙手全員です。

したがって、議案第27号 平成25年度かずさ有機センター特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第28号 平成25年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長の報告は可決です。

平成25年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(中村義徳君) 挙手多数です。

したがって、議案第28号 平成25年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（中村義徳君） 日程第7、議案第1号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○11番（市原時夫君） 11番。

公益的法人等ということで、社会福祉協議会ということ明記をされているわけですが、これ以外の今後対象となる可能性のあるようなものはあるのでしょうか。今後、社会福祉法人、社会福祉協議会以外のもので、こういう対象になる可能性というのは生じるのでしょうか。

○議長（中村義徳君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 命により、お答え申し上げます。

現在、町で派遣出来る団体といたしましては、本条例が成立しますと社会福祉協議会が明記されるわけでございますけれども、今後予想される団体は、現段階ではございません。

○議長（中村義徳君） 市原時夫議員。

○11番（市原時夫君） 現段階ではないというのは、新たに例えばこういうような法人というようなことの、そういう目算ではないけれども一定のものがあるのかということと、もう一つは、これまでこうした条例の制定がなく派遣がされていた場合の、不利益を被るといようなことは現実にはなかったということで理解していいのかということですが。

○議長（中村義徳君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 一定のものといえますか、この他に考え、他の自治体等の例を見ますと、土地開発公社、産業振興財団、教育振興財団、スポーツ振興財団、その他等多様なものがございます。公益的法人でございますので、社団法人、財団法人、独立行政法人、その他特に法律により設定された法人等となっております。

このようなことから、今後、町でこういった団体を作って別事業でやるような場合には派遣出来るということになります。

それと、今まで社会福祉協議会に派遣された職員は不利益はなかったのかというようなことでございますけれども、本町の場合、一つの例を申し上げますと、町の職員と兼ねて社会福祉協議会に派遣を命ずると、併任辞令になっておりますので、不利益等はなかったものというふうに考えております。

○議長（中村義徳君） 他に。

今関副議長。

○13番（今関澄男君） 町長以外の任命権者というものは、ある場合はどなたになるのでしょうか。

それから、先程、不利益な問題はないと、こういうことをございましたけれども、改めて今回条例を結ぶわけをございまして、10年ほど、この間条例なしのブランクということで、問題はないということですが、実質、法律上等の観点から見た、そういうことから全く問題ないということで断言出来るのかどうかですね、その辺、ちょっとお願いしたいと思っています。

○議長（中村義徳君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） まず、1点目の町長以外の任命権者、想定出来ますのは教育委員会が挙げられると思います。

それと、今まで10年なかったけれども、いわゆる条例を整備していなかったけれども問題がなかったと断言出来るかということでございますけれども、なかったと断言出来ると思っています。

○議長（中村義徳君） 他にはありませんか。

（発言する者なし）

○議長（中村義徳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村義徳君） 挙手全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号、議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（中村義徳君） 日程第8、議案第2号 睦沢町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について及び日程第9、議案第3号 睦沢町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

今関議員。

○13番（今関澄男君） 13番。

本条例によりまして設置出来る福祉施設は、既存施設と併せまして、利用希望者数を勘案した場合、規模的にもよりますけれども、本条例ですと入所定員29名以下という形になっておりますけれども、この規模でいきますとどのくらいの設置が可能かどうかですね、本町に対して。それによって、色々と本町が今度この条例によって国からの権限を受けるわけですから、そういった面で設置適正化というものもあると思いますが、現段階でどの程度の設置が可能かどうかですね、それをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（中村義徳君） 木島健康福祉課長。

○健康福祉課長（木島幸一君） 命により、お答え申し上げます。

この施設の基準の関係でございますけれども、今現在、町のほうでは介護事業計画に基づいて施設の整備ということになるかと思えます。そうしますと、今の段階では、先般の本会議のときにもご答弁申し上げましたけれども、特別養護老人ホームのほうの増設ですとか設置ですとか、あるいはグループホームということで今、計画してございます。

ですから、今の段階では施設の設置等は計画の中にはございません、ここに今ご説明いたしましたもの以外のものについては、今のところ計画的にはございません。ただ、今回、条例の、作るということが国のほうから機関委任されてきてございますので、その関係で今回整備に至るといようなことでございます。

○議長（中村義徳君） 他には。

市原時夫議員。

○11番（市原時夫君） 今ちょっと、今のところないとありましたが、議案第2号の8条のところで、申請に係る事業所が町の区域外にある場合であって町長が認めると、必要があるということについてがあります。ですから、町内だけではなくて町外を含んで、今後または現在、この条例に基づいて認めるということも想定をされていないのか。

私は、当然そういうふうに見ると想定しているのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中村義徳君） 木島健康福祉課長。

○健康福祉課長（木島幸一君） 大変すみません、申し訳ございません。あくまでも町内での設置ということでご理解いただきたいと思います。

町外でのものになりますと、町の方が利用される場合、例えば今、「あんしん睦沢」さんございますけれども、そちらのほうで利用されるときに定員いっぱいになっているとなった場合に、町外の施設にも頼らざるを得なくなってきました。そうした場合には、その相手方の町村の実情に応じた申請の中での対応ということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（中村義徳君） 他にはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

初めに、議案第2号 睦沢町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村義徳君） 挙手全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 睦沢町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村義徳君） 挙手全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（中村義徳君） 日程第10、議案第4号 睦沢町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

萩野新衛議員。

○12番（萩野新衛君） 僕は手を挙げてから言おうと思ったんだけど、市原議員さんのほうが。

○議長（中村義徳君） いや、手を先に挙げた方からどうぞ。

○12番（萩野新衛君） では、ごめんね。

〔「どうぞ」と呼ぶ者あり〕

○12番（萩野新衛君） では、そういうことで、質疑させていただきたいと思います。

この議案の先般の提案説明のときに、消防団長というあれがあったんだけど、これについてはどうなのかということなんです。

○議長（中村義徳君） 中村国保健康担当主幹。

○健康福祉課国保健康担当主幹（中村精一君） 命により、お答えします。

先般の説明の中で、消防団長と言いましたけれども、失礼しました、この町においては消防支団長ということで、よろしくをお願いします。

○議長（中村義徳君） 萩野新衛議員。

○12番（萩野新衛君） ですから、主幹、僕がみんなの前で言わないであなたのところに行って、消防団長という文言はどうなんですかと言ったら、いや、第5支団なんだから支団長だと。ですから、その訂正の件だけれども、僕はその後聞いた覚えが、僕も正直言って記憶がないから確認なんだけれども、これは支団長ということでどこかで訂正はしてあるのか、してないのか。意味、わかりますか。

○議長（中村義徳君） 中村国保健康担当主幹。

○健康福祉課国保健康担当主幹（中村精一君） すみません、提案理由の説明のときに、国のほうで示された消防団長ということで説明申し上げましたけれども、この町においては支団長ということで、訂正ちょっと遅れまして、申し訳ありませんでした。

よろしくをお願いします。

○議長（中村義徳君） 荻野新衛議員。

○12番（荻野新衛君） だから、あなたもその責任ある立場にいるわけ、だから私は後ろからそっと行って、それを言ったわけだよ。

支団長ということであれば、先程、今日開会してから、字句の訂正ということがあったね。訂正というのは字句だけではないんだよ。発言の訂正というのにも含まれるわけなんだよ。そこを私は言いたいわけ。ここで言いたくないから、終わってから行って確認したんだ。

だから、本来であれば、字句の訂正と一緒に、ここで提案説明の中で消防団長と言ったけれども、この町においては支団長だということでは本来は言ってもらったほうが私はいいんじゃないかな、そういう観点から質疑をしているわけなんです。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 今、ご質疑の点につきましては、私の説明の後に担当課長等の補足説明ということでさせてもらったところだと思います。

訂正が遅れて大変申し訳ありません。以後気をつけさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中村義徳君） 他にございませんか。

市原時夫議員。

○11番（市原時夫君） 11番。

ちょっとこの文面だけ読むとよくわからないので、つまり、新型インフルエンザ等対策特別措置法を詳しく見ていないのでお聞きをしたいのですが、これは常設としてずっと置くということでもよろしいんですね。何かあったときに置くということではなくて、常設で置くということでもいいんですね。

○議長（中村義徳君） 中村国保健康担当主幹。

○健康福祉課国保健康担当主幹（中村精一君） 命により、お答えします。

この対策本部につきましては、国のほうで緊急事態宣言が宣言されたときに立ち上げるものでございます。

○議長（中村義徳君） 市原時夫議員。

○11番（市原時夫君） そうしますと、わざわざ、まあ設定してもいいんだけど、そのときに特別、その状況に応じてこうした対策本部というのは置けるわけで、それを何かどうしてもこういうふうな厳密な形で置かなければならないというのは、どういうところに理由があるのですか。



それと、その会議というのは国が置いてくれと言ったら会議を開くということですよ、そうするとね、常時置かないんだから。どうしても、こんなことを言うと色々なものがあるわけですよ、何とか対策本部、対策本部、どんどん作っていかなければいけないわけで。このインフルエンザについて置くという意味の内容、必要性、どこにありますか。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 昨年でしたか、鳥インフルエンザとかいうことで、多数の方が死に至る可能性があるものが海外から国内に来る可能性があるというような緊急事態に備えての法律の制定を受けての条例の制定ということになっておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思えます。

○議長（中村義徳君） 他に質疑ありますか。

（発言する者なし）

○議長（中村義徳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 睦沢町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村義徳君） 挙手全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（中村義徳君） 日程第11、議案第5号 睦沢町農業活性化推進基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原重光議員。

○10番（市原重光君） 10番。

私は、質疑よりも、今までの睦沢町の農業対策、非常におくれをとっていたのではなからうかなという、そういう気がしてなりません。

やはり言葉の中で農業支援だとか前から言われておりますけれども、こうして支援策の一つとして基金を積み立てて条例制定をして、これからの農業のあり方を町としても取り組んでいくんだと、こういう姿勢は新しい町長になってから非常に取り組みがいいかなというふうに思います。

なぜかといいますと、色々な認定農業者さんを始め、農業法人でやっている皆さん、それから集団でやっている皆さん、聞こえてくる話が全く利益につながらないということが以前からこれ言われていますよね。要するに、中身がないんですよ。だから、こういう中では非常にいいのかなと思います。

町長、ちょっと、担い手の育成と後継者育成、これ言っていますけれども、農業は若手の人がやるには利益が上がらないとやはりやり手がいないと思いますよ。そういうことも加味しながらやってもらいたいなというふうに思います。

それと、一つ、この議案の中、任意の団体に該当する人たちですね、規約の定めのある団体ということになっていますよね。これ、規約の定めがない団体さんは該当しないんでしょうか。そういうところをちゃんと、ちょっと町長のお考えをまずお尋ねいたします。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 基金を積んで、農業活性化のために今度はこの基金を使うということになりますけれども、任意団体で規定の全くないということになりますと、任意団体何でもいいことになってしまいますので、やはり今よく言われている、国なんかでもよく言われているばらまき政策はいかがなものかということで、一定の歯どめをかけるということで、規約の定めのある団体と。

また、今ある団体で例えば規定がないような団体につきましては、その前向きな姿勢が見えれば町のほうから指導なり協力のもとに、そういうきちんとした規約を定めて対処していただくというようなことで農業の推進に当たっていただきたいという考えでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（中村義徳君） 市原重光議員。

○10番（市原重光君） わかりました。

やはり頑張ってこれからやろうとする人も中にはいると思うんですよ。そういうものを指導していただいて、なるべく、睦沢町の基幹産業、すなわち米作りですよ、そういうものを

生かしていくには、そういう団体さんも指導してもらった中で、是非支援をお願いしたいと。

もう一つですけれども、大規模農家、これ10ヘクタールと書いてありますよね。大規模農家って色々意味があると思うんですよ、10ヘクタール以上やっていたら大規模かと。色々な、大規模ということをやっと調べてみますと、やはりそれなりの利益が上がる農家ということもひとつあると思うんですね。

一番下に認定農業者、これ3ヘクタール以上ですよ。やはりここで3ヘクタールも認めますよと言っているわけですよ。だから、大規模農家の10ヘクタール、3ヘクタールだっているんじゃないかと私は思うんですけれども、その辺どうでしょうかね。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 町あるいは国の方針、それからそれによって町の方針ということで、認定農業者については一定の規模以上、あるいはやる気のあるといいますか、前向きな形の場合に認定農業者の認定を行っております。

この認定農業者になりますと、国の制度でも資金の貸し付けとかということで有利になります。ということで、町は認定農業者を受けなくて大規模な農家等もあるかと思っておりますけれども、そういう方については認定農業者になっていただいて有利な制度を活用していただくという意味で、認定農業者については面積が少なくても認定農業者ということで認めるということでございますので、認定農業者に誘導をしたいということでご理解をいただきたいと思っております。

ですから、3ヘクタール以上あれば、特に本人が拒否しない限りは認定農業者ということで活用いただけるものというふうに考えますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（中村義徳君） 市原重光議員。

○10番（市原重光君） すみません。

それと、これは基金の制定するかどうかの話ですけれども、今後のあり方ですよ、例えばやはり支援をするには色々な要素があると思うんです。物によっては豪華なもの、そうじゃないもの、あると思うんです。中身についてはまだ、担当課さんの話を聞いてもまだ煮詰まっていないというお話も聞いています。

出来れば、やっぱり農業を営む人の支援策だと思いますから、補助制度をなるべく活用して支援が大きくなるような、そういうところをよく踏まえた中でお願いをしたいというふうに思うんですけれども、その辺のところ、今後、決まっていないという話ですけれども、その辺の考えがあるかどうか、お願いしたいと思います。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず、当然、農業関係については国の補助金あるいは県の補助金等もあることがあります。その場合には、この基金を使って上乘せ補助というような形で基金単独だけのものと、国の補助あるいは県の補助ということになりますと、やはりハードルが高いものというふうに認定されると思います。ということで、それらについては、やはりハードルが高い分についてはその努力ということを認めながら、当然、補助率は変えていきたいというふうに考えます。

それから、内容についてでございますけれども、今からかたくなに決めてしまうというよりも、実際に農業者の皆さんと一緒にこれから町の農業をどのような方向に進んでいくんだというようなことを考えていくといったことで、今あえて決めないで、睦沢町に合った農業ということを皆さんと一緒に考えていきたいというようなことから、歩きながら決めていくということにしたいと思っておりますので、よろしくご指導をお願いしたいと思っております。

○議長（中村義徳君） 今関澄男副議長。

○13番（今関澄男君） 13番。

本件につきましては総括質疑でさせていただいておりますけれども、3月3日に本町の水田活用ビジョンという催しが開催されました。その中で、本町の今後の農業のあり方、リーダーの育成方向、2階建て方式の水田活用等につきまして皆さんの前で確認をしたところでございます。

いずれにしましても、先程来、もうからない農業はということもありましたけれども、やはり自然環境等の兼ね合いもありまして、そういったものを含めて、地域の農業はみんなを守っていこうという一つの伏線が非常に今後重要視されるというふうに思っております。

そういった面で、やはり幅を少し持っていて、農業を志す該当者、そういった方々に底辺を、もっとハードルを低くしていただいて、やはり今後、皆さんとともにこの補助の関係等については十分に詰めていただきたいというふうに私は思いますので、この地域営農組織の定義の中で余り定義づけをしてしまいますと、非常に禍根を残す可能性がございますので、ある程度柔軟な姿勢を持って今後、この件については進めていただきたいというふうに思います。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） この農業活性化のための基金でございますが、皆さんからも出ているように、やはり業としてもうける農業、一方にはもうける農業が当然ございます。こういう

ことにつきましては、若い方が積極的に取り組んでいただきたいという一つの方向。

それから、もう一方には、今、議員がおっしゃられたように、地域環境を守るんだということで、その地域の方々が手をそろえてみんなでやっていくということで、まだ実際そんなにはもうからないんですけれども、遊休農地を解消するだとか環境を守るといった意味合いを込めて、地域の方々が一緒になって出来るということで、法人組織というような形と、やっぱり二つの方向があるのかなというふうに感じます。

ということで、議員おっしゃられるように、高いハードルだけではなくて、地域環境を守るという観点からも十分に活用出来るような基金にしたいというふうに考えますので、よろしくご指導をお願いいたします。

○議長（中村義徳君） 市原時夫議員。

○11番（市原時夫君） 11番。

私は、この中で後継者の育成を図りということで、今、環境うんぬんというふうにも言われました。

一つは、私は、基金という側面から後継者の育成というだけではなくて、後継者の育成というのは総合的な、例えばソフト事業、技術指導、そういうものも含めたそうした検討の中で、その一つとしてこれは打ち出されるべきだと思うんですけれども、そうした後継者育成の具体的なものというのは、一定検討されているのかというのが一つです。

それから、もう一つは、後継者にとどまらず、私もこの問題については色々提案もしてきたわけですが、団塊の世代が様々な形で町の推進する事業なりに協働、協力することが出来る、そうした技術力ややる気、こうした方々が増えている可能性が出て来ているわけでありまして、そういう意味では後継者というだけではなくて、新規に農業にかかわりたい、まあそれは難しい問題もあるかもしれませんが、そういうところにも門戸を開いておくというふうにしておく必要があるのではないかと。後継者というふうにとんと位置づけてしまうと、それ以外は除外というふうになるのか、また後継者というので新規も含むという意味で大きく捉えてくれというのなら、それはそれでいいと思うんですけれども。

どういうふうにかえたらよろしいでしょうか。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 大変有意義なご質疑といえますか指導いただきまして、ありがとうございます。

議員おっしゃるとおりでございます、まず後継者の育成、それから団塊世代だとか新規

就農ということで色々ありますが、例えばの例をとりますと、今シクラメン農家さんなどもあります、単なる後継、要は自分の血筋で後継ということになると非常に難しい点等もあると思います。

この間もそういうお話をさせていただいたんですが、せっかく素晴らしい技術を持っている、実は自分の後継がないんだけど、この施設もあると、どのようにしたらいいんだろうかというようなお話が実はございました。

そのときに、これから取り組んでいきたいなというふうに考えておりますが、一つの方法としては、法人化することによって、その施設を手放す方が、自分の技術を持ちながら新しい、新規の就農者にその法人に入っていていただいて経営形態を変えていくというような方法がありますよと。そこら辺の細かい点については、農業会議の指導を受けたり、また県から技術専門員の派遣を受ける予定でございますので、そこら辺を十分指導してあげながら、既存の素晴らしい技術を持った人が新規就農の方あるいはその法人に入って後継と、新規就農ですが後継というような形になれるような、そういう制度も持っていきながら、柔軟に対応していった次の代に引き継いでいくという方法も、法人という組織を使いながらやるとスムーズに行くのかなと。

逆にそれを、今までやっていた人については、全く知らない人にただ個人的に無償であげるとするのは、相手も非常にプレッシャーになるだろうし、そこが組織を使いながら徐々に経営を移行していくという方法がどうもとれるらしいということも農業会議なんかの情報でもありますので、そこら辺また新しい形になろうかと思いますが、そういうものも視野に入れて今後進めてまいりたいと思いますので、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

○議長（中村義徳君） 他には。

幸治孝明議員。

○6番（幸治孝明君） 6番。

第7条に処分という項目があるんですが、ここのところをよく読んでも私には理解が深まらないので、ちょっとこの7条の言っていることを少し教えて欲しいんです。

○議長（中村義徳君） 鈴木地域振興課長。

○地域振興課長（鈴木庄一君） 第7条の処分でございますけれども、これは基金を使う場合ですね、その場合どういうことになったら使ったらいいかということで、1条の規定の目的を達成するためならば使っていよいよという基金を、そのようにしていいよという条項でございます。

以上です。

○議長（中村義徳君） 幸治孝明議員。

○6番（幸治孝明君） その後段に、町長が必要と認める場合はその限りではないというのがくっついているのはどういうことでしょうか。

これは普通に使うということですよ。1番のその目的について使うんだよと、当たり前のことだと思うんですよ。だから、これは、何でここにこれがあるのかなとよくわからない。

○議長（中村義徳君） 鈴木地域振興課長。

○地域振興課長（鈴木庄一君） 基本的には、1条の目的であるのが当然なんですけれども、その他の規定、その他の要件があった場合で、どうしてもやらなければいけないというものがある場合に対してこれを入れているということで、現状ではこれに想定されるものはないというふうには考えております。

以上です。

○議長（中村義徳君） 他にはございませんか。

田邊明佳議員。

○1番（田邊明佳君） 1番。

今日は最後までやる気はなかったんですけども。

地域環境を守りながらやっていくとか、新規に新しく農業法人だとか認定農業者だとか作っていくとかおっしゃっていますけれども、あと補助金か、考えていくとおっしゃっていましたが、そんな補助金とかいうよりも、今ある問題をどうにかしていただきたいというのが農業者としての本音でございます。

一番大きな農業をやっていて嫌だなと思うのは、もうからないのはまあしょうがないというか、まあ経営努力もありますし、生きていけるからいいやと思うんですけども、一番の問題は道路沿いの草刈り、本当は別に我々農業者がやるべきところでもないんですよ。町ですよ、多分、くいも打ってあります、下のほうまで。でも、高土手とか随分あって、毎年何十万も燃料払って、高い機械、百万円もする機械を買ってトラクターにはっつけて、それで毎月大体1週間位はその作業に追われるといったことで、とりあえずそういった問題からどうにかして欲しいんですけども、どうでしょうか。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 確かに町道については町が管理するというのが大原則でございますが、

町が何でもかんでも全部やるということになると、大きい財布になってしまって、税金を余計に負担していただかなければならなくなってしまうというようなことから、過去から慣例で地元の方々がやっていたようなことを町と協働の中でやっていただくということで、ある意味小さな政府、少ない税金でも、皆さんにお金で負担してもらうのか労力で負担してもらうのかという究極の話という、そのようなことになるかと思います。

ということで、税金で余計にもらうよりも、自らの地域については自らが行うというようなことも、そういう中でどうしても出来ないというようなことを行政が直接手を下すということのほうが税が少なくて済むのではないかというふうな考え方の中で、このような形をとらせていただいております。

また、国もそこら辺のところは認めておりますので、農地・水の共同活動について、皆さんが共同活動してもらって、例えば土地改良施設をこまめに点検してもらったり修繕してもらったりして寿命を長くすると、あるいはまた、共同活動によってその地域の草刈り等をやっていただいて環境を守っていくということに対して、若干の補助金でございますけれども、国もそういうものを出しているということでございます。

そのようなことで、実情には、実際、金額としては届かないかと思いますが、そのようなことで皆さんと協働でやらせていただいたほうが、お金の負担ということが結果的には少なくなるのではないかというふうに考えますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（中村義徳君） 鈴木地域振興課長。

○地域振興課長（鈴木庄一君） 今、おっしゃられたことにつきましては前からもお話がございます。何とか色々な補助制度等も活用して、今、一生懸命探しているところでございます。

町長が今、答弁したとおり、早目にそういうものを見つけて活用出来るようにしたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（中村義徳君） 田邊明佳議員。

○1番（田邊明佳君） 何か町長の答弁を聞いていると、農家は泣き寝入りしているというふうに聞こえるんですけども。

あと、農作業していても、もともと古い人たちはそうでもないんだけど、新しい人たちは農作業していようが何だろうが邪魔だと言わんばかりに、我々をどかそうとして、まあどかしたりするんですけども、無理やりにね、結構。



それで、役場でもちょっと前に、農作業後の泥の片づけうんぬんかんぬん言っていたけれども、我々にも言うなら、ちょっとそういった譲り合いというか、町民の方にもそういったマナーを持っていただくというのもお願いしたいんですけれども。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 農地・水の関係でございますが、農家の方だけにやってくれとあれは言っているのではなくて、そうでない、非農家の方も協力して地域と一緒にきれいになるようお願いしたいということも一緒に含んでおりますので、農家だけにこれをやれ、あれをやれということではなくて、地域住民と一緒にお願いをしたいという趣旨のものでございます。

それから、泥片づけのことについては、ちょっとよく趣旨がわからなかったんですけれども、どういうことでしょうか、すみません。

○議長（中村義徳君） 田邊明佳議員。

○1番（田邊明佳君） トラクターで田んぼから出て、それで泥が落ちているから片づけましょうというアナウンスが一時期、結構、1年間位流れたのかしら。その件なんですけれども、我々もちょっと気をつけていますけれども、我々が気をつけるだけではなくて、住民の方にもちょっとマナーを持っていただきたいなというのをどうにかしていただきたいと言っているんですけれども、まあそれは置いといて。

あと、もう一つ、農業者だけではなくといっても、ほぼ農業者しかやっていないような状態のような気がするから言っているんでございます。

○議長（中村義徳君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 舗装道路にトラクターが田んぼから上がった時に泥が落ちると。舗装道路でなければそんなに問題、問題ないというかあれだと思いますが、舗装道路ですと、その泥があることによって車が滑って交通事故になるおそれがあるということで危険だということで、道路管理者としての立場から、もし泥が落ちたようだったら片づけをお願いしたいと、そういうことで交通安全にご留意をいただきたいということでのお願いでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

国から来ている農地・水の関係については、先程言いましたように、結果として農家の方が大多数になってしまうのかと思いますけれども、一応、非農家の方も協力をしていただいて、地域の環境を守っていただくというのが本来の趣旨でございますので、趣旨を少し感じていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村義徳君） 他には。

（発言する者なし）

○議長（中村義徳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 睦沢町農業活性化推進基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村義徳君） 挙手多数です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで、3時10分まで休憩をいたします。

そして、議員の皆様申し上げます。本日の会議が終了しましたら、全体会議を開催いたしますので、302・303へお集まりいただきたいと思っております。

（午後 2時57分）

---

○議長（中村義徳君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時10分）

---

#### ◎議案第6号、議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（中村義徳君） 日程第12、議案第6号 睦沢町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について及び日程第13、議案第7号 睦沢町道路に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の制定についてを一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○11番（市原時夫君） これですね、ぱっと単純に読むと、これまでどおり法のもとでやりなさいと、しかし状況によっては変えてもいいですと。この下の、随時検討を加え、必要な

措置を講ずることに努めると、これは道路も標識もそうですけれども、基本的には全国一律でやらなければいけないわけで、それで特殊なものをということになると、てんでんばらばらもいいというふうに捉えられかねないんですが、これはどういう意味なんでしょうか。

○議長（中村義徳君） 鈴木地域振興課長。

○地域振興課長（鈴木庄一君） 議員のおっしゃるとおりに、今回の改正、この2件ですけれども、国の一括法が出来た関係で、各自治体でそれをそのまま、ほとんど制度的には同じままで、条例で制定しなさいということでございます。

その中で、市町村が独自に出来るものもあります。しかしながら、今、議員がおっしゃったとおり、隣の町とうちの町が同じ標識じゃなかったら大変利用者は困りますし、そういう点では当分の間、当分といいましょうか、余り変えるものに関してはないというふうには考えております。

ただ一つ、今回、国、県、市町村で出来るようになりましたので、国がある程度新しいものを定めた場合、県はまたそれに基づいて定めなければいけない、そしてまた市町村もそれに基づいて定めなければいけないものが出て来ます。中には、市町村は要らないというものもあろうかと思しますので、そういう点ではそういう事例があるというふうに考えています。以上です。

○議長（中村義徳君） 市原時夫議員。

○11番（市原時夫君） 例えば、単純に考えて道路のガードレールみたいなものではないでしょう。道路の構造そのものを変えていいということなんじゃないんですか。

そうすると、この道路は随分丈夫だけれども、この道路は丈夫ではないとか、そういうような違いが出るという意味なんですか。それとも、最低の、例えば強度なり何なりを確保して、それ以上きちっと町としてはやる場合があると、そういう意味なんですか。そのことを聞いているんです。

○議長（中村義徳君） 鈴木地域振興課長。

○地域振興課長（鈴木庄一君） さっき言った道路の強度とか、全て安全性とかそういうのに根幹にかかわるものについては今までどおりということでございます。

それで、その他の部分で、軽微とは言いませぬけれども、市町村で出来る部分については変えてもいいということですので、ガードレールとかそういうのはそのこの範疇に入るかと思いますが、基本的な部分では今までどおりのままとなっております。今回ではそういうものについては変えないということでございます。

以上です。

○議長（中村義徳君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

初めに、議案第6号 睦沢町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村義徳君） 挙手全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 睦沢町道路に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村義徳君） 挙手全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（中村義徳君） 日程第14、議案第8号 睦沢町営住宅等の整備基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

幸治正雄議員。

○7番（幸治正雄君） 7番。

この制定で、町として、町営住宅のあり方、そして近年の町営住宅の住居人に対するの推移を教えてください。

○議長（中村義徳君） 鈴木地域振興課長。

○地域振興課長（鈴木庄一君） 今回のこの条例ですけれども、今までどおりはこの基準の中でやっていたのですが、今回、一括法の関係で町のほうで条例を定めるということで、今までのことは同じ状況でやってきているという状況でございます。

そして、ご質問の今後どういう状況ということでございますが、現在18、戸建てと、長屋のほうに3軒ということで住んでおります。24年度で2軒の方が退出されましたので、その分は減っているんですが、そちらに関しては防災、火災等の関係もございますので、住宅のほうを、老朽化等もございますので壊させていただいているという状況でございます。今後、そういう例が出た場合には同じような措置をさせていただきたいというふうに思います。

今後につきましては、現状のまま進めさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、将来的にはどのような方向で進むのかというのは、基準を検討するような場所を設けていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（中村義徳君） 幸治正雄議員。

○7番（幸治正雄君） ということは、今後、検討の課題になって、いずれ今後新しくしていくという考え方は持っていないということによろしいのでしょうか。

○議長（中村義徳君） 鈴木地域振興課長。

○地域振興課長（鈴木庄一君） 今の段階では、現状のままやらせていただきたいということでございます。

以上です。

○議長（中村義徳君） 他に。

市原時夫議員。

○11番（市原時夫君） 例えば、11条のように、何とか出来るための措置が講じられなければならない、それから13条の2の考慮しなければならない、つまり抽象的なものが随分あるわけですが、このところは、何かその措置というのはこういうことかというものが何かあるんですか。ただ、これだけ読むと、移動の利便性、安全性の確保うんぬんで、ということはどういうことなんだというふうに、非常にこれあいまいな規定のような気がするんですが。

○議長（中村義徳君） 鈴木地域振興課長。

○地域振興課長（鈴木庄一君） 今、11条のところですが、安全性の確保とか適切に図る、抽象的だということで、高齢者に対して日常生活がうまく進むようにというふうなこと

でございます。

これを受けて、それに対して今度、市町村が色々な施設をつけたりとか、それからバリアフリーとかそういう方向でもやれるようなことが出来るように今回はなりました。

ですから、その具体的な方法については規定しておりませんが、そういうふうな範疇、今までと同じところはありますけれども、その中では、条例で制定したことによって、より町のほうが色々出来る可能性が増えたというふうには考えております。

○議長（中村義徳君） 市原時夫議員。

○11番（市原時夫君） 11番。

そうしますと、措置が講じられるように努力しなければならないということのほうが正解じゃないんですか。これは、講じられなければならないわけだから、例えば移動の安全、転んでどうのこうのといた場合は、ここにひっかかる。具体的に規定出来ないんだったら、例えば講じるように努力をしなければならないというふうな、今、非常に、町の側の主観的なもので、これはつけたほうがいいとか、これはこうしたほうがいいということがこの措置だというふうな非常に抽象的な感じしかないんですが、それでは違うんでしょうか。

○議長（中村義徳君） 鈴木地域振興課長。

○地域振興課長（鈴木庄一君） 講じられていなければならないということで、努力しなければならないというふうなお話ございましたけれども、講じられていなければならないという、今までもそのような方向で、国のにのっとってやっていたわけですので、そちらのほうにすることは方向的には変わらないと思うんですが、国のをそのまましん酌をしておりますので、このような表現になってしまいました。

以上です。

○議長（中村義徳君） 他に質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（中村義徳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 睦沢町営住宅等の整備基準を定める条例の制定については、原案のとおり決

定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(中村義徳君) 挙手全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長(中村義徳君) 日程第15、議案第9号 睦沢町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○11番(市原時夫君) この学識経験者というのがよくわからないんですけども、今回の学識経験者というのは具体的にどういうことか教えてください。

○議長(中村義徳君) 高橋総務課長。

○総務課長(高橋正一君) 学識経験者というのは、今回の学識経験者とはどのようなものかというご質問でございますけれども、情報公開条例等に関係した知識を持っている方というふうにご理解いただきたいと思います。

○議長(中村義徳君) 他には。

(「なし」の声あり)

○議長(中村義徳君) ございません。

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村義徳君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 睦沢町情報公開条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(中村義徳君) 挙手全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（中村義徳君） 日程第16、議案第10号 睦沢町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） ありません。

（「なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号 睦沢町防災会議条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村義徳君） 挙手全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（中村義徳君） 日程第17、議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） ございません。

ないようですので、これで質疑を終わります。



お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村義徳君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(中村義徳君) 挙手全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長(中村義徳君) 日程第18、議案第12号 睦沢町使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○11番(市原時夫君) 削除したところはわかりますが、この際、例えば若者定住ということと言っているんだったら、若者たちが利用しやすい、例えば音楽室だとか児童室だとか、こういうようなところについてより軽減をすとか、そういう若者定住の立場での検討というのはあったんですか、それともこれでいいと思ったんですか。

○議長(中村義徳君) 市原町長。

○町長(市原 武君) 今回につきましては、教育委員会の執務室の場所の関係で、若者定住の関係で特に使用料については検討いたしておりません。

○議長(中村義徳君) 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(中村義徳君) ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中村義徳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号 睦沢町使用料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村義徳君） 挙手全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（中村義徳君） 日程第19、議案第13号 睦沢町立睦沢こども園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○11番（市原時夫君） これは確認ですが、別表第1の3の表については、保護者の現状の負担については変えないということによろしいですね、その確認だけです。

○議長（中村義徳君） こども園長。

○睦沢こども園長（佐藤秀雄君） お話のとおりでございます。よろしく願いいたします。

○議長（中村義徳君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（中村義徳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号 睦沢町立睦沢こども園条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村義徳君） 挙手全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（中村義徳君） 日程第20、議案第14号 陸沢町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） なし。

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第14号 陸沢町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村義徳君） 挙手全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（中村義徳君） 日程第21、議案第15号 陸沢町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○11番（市原時夫君） 11番。

いわゆるこの土地改良事業の経費の問題ですけれども、現実に今、これは適用されているんですか。

○議長（中村義徳君） 鈴木地域振興課長。

○地域振興課長（鈴木庄一君） 今、賦課徴収をしている事例はございません。

○議長（中村義徳君） 他にはございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第15号 睦沢町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村義徳君） 全員賛成です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（中村義徳君） 日程第22、議案第16号 睦沢町道路占用条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） ありません。

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第16号 睦沢町道路占用条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり

決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(中村義徳君) 挙手全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長(中村義徳君) 日程第23、議案第17号 陸沢町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

幸治正雄議員。

○7番(幸治正雄君) これは入居者のことだと思うんですね、入居者の幅が広がるというようなことだと思うんですけども、もしも申請等があった場合、どこを想定しておりますか。

○議長(中村義徳君) 鈴木地域振興課長。

○地域振興課長(鈴木庄一君) 今回の改正でございますけれども、障害者基本法の範疇とかそれから原子爆弾の被害者とか海外からの引揚者とか、そういう方々の部分と、それから高齢者世帯また子育て世帯それから震災関係の被災者の世帯に関してのものが入ったということでございます。それと、以前ありました旧令でその措置をするということであったんですが、それが今回の一括法で金額が決まったことによって、その金額を今回入れさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長(中村義徳君) 他にはございませんか。

(発言する者なし)

○議長(中村義徳君) ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村義徳君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第17号 陸沢町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定については、原

案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長（中村義徳君） 挙手全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（中村義徳君） 日程第24、議案第29号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

田邊明佳議員。

○1番（田邊明佳君） 1番。

余分なことかもしれませんが、関連して、今現在、指定されている社長から苦情が参りましたので、お伝えいたします。

この年で忙し過ぎます。道の駅の駅長の辞令は受けています。「有限会社つどいの郷むつざわ」で公の施設を管理受託しておりますが、管理指定して後は任せっぱなしではなく、受託側としては日々思いも寄らない事態に直面することもたびたびありますので、せめて年1回位、何らかの形で受託側の事情も聞いてもらえる意見交換の場が持てたらと思っています。ご一考のほどをお願いいたします。

道の駅にしても、トップ交代の時期に来ています。前から駅長の居場所がない、駅長の仕事は有限会社に丸投げされて、これもない。関東道の駅連絡会総会へ初めて出席（栃木県）も、公費1円も出ず。これは私が秘書として運転してまいりました。道の駅に関する公費は1円の支出も私は受けたことはない。前から駅長の扱いはとたびたび尋ねてきたが、いまだ確たる回答はなし。受託側のトップとしても、日々の業務連絡は立ち話で済まざるを得ない。社長の居場所も定まらない始末。新しい駅長のためにも、事務室兼用でもいいから1部屋欲しいと要望しましたが、実現しそうにない。

いずれにしろ、行政に申し入れてもらちが明かないので、行政に対し最後の決定権を持つ議会に実情を知っていただきたい。他の指定管理者も同様と思います。

以上でございます。

○議長（中村義徳君） 今、議題になっていますのは社会福祉法人の議題ですので、後ほど個

別にお話をさせていただきたいと思います。

今、議題に対する質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中村義徳君) ありません。

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村義徳君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第29号 公の施設に係る指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(中村義徳君) 挙手全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第30号の上程、説明、採決

○議長(中村義徳君) 日程第25、議案第30号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

御園生書記。

(御園生書記朗読)

○議長(中村義徳君) ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長(市原 武君) 議案第30号 監査委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

現在の監査委員の石井 穰氏が、平成25年3月17日で任期満了となります。

後任といたしまして、生田昌司氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

生田昌司氏は、昭和22年8月6日生まれの65歳で、上市場にお住まいでございます。昭和46年から千葉県庁にお勤めになり、山武土木事務所、商工労働部や企画部、都市部等を経験された後、総務部情報政策課長、市町村課長、総務部参事を歴任され、平成20年3月に千葉県庁を退職されました。また、同年6月からは成田高速鉄道アクセス株式会社の常勤監査役を務められ、平成24年6月に退任をされております。

人格も高潔で、財務管理、事業の経営管理、行財政運営に関しましても豊富な経験と幅広い見識をお持ちの方で、外部からの監査という意味も含め、監査委員に提案をさせていただきました。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

本案については、正規の手続きを省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第30号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案に同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村義徳君） 挙手全員です。

したがって、議案第30号は同意することに決定いたしました。

---

### ◎議案第31号の上程、説明、採決

○議長（中村義徳君） 日程第26、議案第31号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

御園生書記。

（御園生書記朗読）

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。



市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第31号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員は、3名で構成されており、その任期は3年で、うち委員1名が本年3月19日をもちまして任期満了となります。任期満了を迎えます委員は、茂原市茂原1565番地12、豊田正一氏でございます。

同氏は、不動産鑑定所代表取締役並びに千葉地方裁判所鑑定委員を務め、土地区画整理士の資格も有し、平成14年7月1日から固定資産評価審査委員会の委員としてご活躍いただいているところであります。

温厚篤実な人格であり、引き続き固定資産評価審査委員会の委員をお願いいたしたく、選任に当たり、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中村義徳君） ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

本案については、正規の手続きを省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村義徳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第31号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案に同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中村義徳君） 挙手全員です。

したがって、議案第31号は原案に同意することに決定いたしました。

---

### ◎議案第32号の上程、説明、採決

○議長（中村義徳君） 日程第27、議案第32号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

御園生書記。

(御園生書記朗読)

○議長(中村義徳君) ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長(市原 武君) 議案第32号 睦沢町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、教育委員の朝比奈時子氏が、3月31日に任期満了となります。

そこで、後任として江澤友子氏を教育委員にお願いしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

江澤氏は、睦沢町長楽寺82番地にお住まいで、昭和52年3月に日本体育大学体育学部をご卒業された後、同年4月から柏市立光ヶ丘中学校の教諭を始めとし、翌53年4月から同酒井根中学校、また昭和61年4月から茂原市立本納中学校、平成元年4月からは同南中学校、平成8年4月から同東中学校、平成13年4月から同茂原中学校、平成15年4月から平成17年3月まで長生村立長生中学校教諭を歴任され、中学校の保健体育科教師として29年にわたり生徒のご指導に当たってこられました。

さらに、平成20年度から1年間、睦沢中学校の新規採用職員を対象とした指導講師として、東上総教育事務所に採用され、平成21年度から1年間、本町の特別教育支援員としてご尽力いただき、人格は高潔で教育に関し識見を有しており、大変熱意のある方でございます。

以上、簡単に江澤友子氏の略歴を申し上げましたが、教育委員の任命に当たり、是非ともご同意をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(中村義徳君) ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

本案については、正規の手続きを省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村義徳君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第32号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長（中村義徳君） 挙手多数です。

したがって、議案第32号は原案に同意することに決定いたしました。

---

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（中村義徳君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成25年第1回陸沢町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、どうもご苦勞さまでした。

（午後 3時43分）